

# 協会 ニュース

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-5-11  
TEL 03-5996-8511 FAX 03-5996-9585  
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

平成27年 冬号

## HEADLINE

### ◆要注意！個人情報保護ガイドライン改正

昨年夏、ベネッセの個人情報流出問題が大きく報道されるなど社会問題に！この問題が発端となり経済産業省は「個人情報保護ガイドライン」を改正しました。学習塾事業者にも関係の深い改正のポイントとは？

### ◆キーパーソンに聞く！新人講師が目指す人材

仙台白百合女子大学人間学部教授の山口栄一氏は講演「講師検定のめざすもの」の中で、新人講師のつまずきに目を向け、その改善のためのいくつかのポイントを指し示しました。学習塾に共通する新人講師が目指す人材とは何かを読み解きます。

### ◆会長年頭所感

公益社団法人全国学習塾協会会長・安藤大作より年頭のご挨拶を申し上げます。



### ◆その他の項目

- 塾の日シンポジウムを振り返って
- JJAインフォメーション 学習塾講師検定／学習塾認証制度／全国読書作文コンクール／全国塾コンソーシアム協議会／防災ハンドブック／文部科学省
- 学習塾における個人情報管理
- プライバシーマーク情報

# 年頭所感

平成27年1月1日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと存じます。旧年中は一方ならぬご高配を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より、当協会の諸活動に対し、ご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、1月12日は成人の日でした。今年の新成人は126万人で昨年より5万人増加しました。しかし、推計によれば新成人数は今後も上下を繰り返しながら中期的には減少の動きを示し、2025年には110万人を下回ると見込まれているそうです。

このように、日本では世界に例を見ない超少子高齢化が進行しています。総務省の国勢調査によると今から40年後の2055年には、20歳未満のいわゆる未成年は1057万人で全人口の12%まで減少すると推定されています。2014年現在の2224万人からすると半減というべき数値です。

こうした状況からか学習塾業界もボーダレス化が進んでいます。学習塾業が培ってきた優れた教育資源は、すでに業種の壁を越え、年齢を超え、国境を越えています。文部科学省と経済産業省では2014年8月、民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドラインを策定しました。学習者のニーズに沿った事業者による情報提供の取組を更に推進し、提供される学習サービスの質の保証・向上につなげていくことが目的とされ、その対象は民間教育業者です。また、2014年7月に発生した通信教育事業者による個人情報漏えい事件では、当協会も通信販売業団体とならんで経済産業省より直接、法令遵守の周知徹底要請を受けました。要請の中で、通信教育事業者も学習塾も教育関係事業者として包括されています。

民間教育——。その領域はとても広いです。学習塾業が培ってきた優れた教育資源がハード面でもソフト面でも業種の壁を越え、年齢を超え、国境を越え民間教育という大きな潮流になっています。

学習塾は教育をなりわいとする企業や事業主である一方、ある面で「社会の公器」でもあります。「社会の公器」になり得るといった方が正確かもしれません。2014年現在の全人口1億2700万人は40年後には8993万人にまで落ち込むと言われている人口減少社会。当然のことながら日本の人材そのものが減少するということです。人材をただの人材でなく、人財に育てるために——。学習塾をはじめとした民間教育の存在意義とその役割はいままでとは大きく変わってきていることに相違ありません。

全国学習塾協会は公益社団法人として、会員事業者各位の理解と協力のもと、その与え



られた使命と掲げる目的のもとに活動しています。

つきましては、児童及び青少年等の学力養成の推進ならびにより良い社会の形成を推進になお一層寄与してまいる所存ですので、何卒今後ともご指導ご協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

## 個人情報保護ガイドラインが改正！

### ベネッセの個人情報流出問題が大きく報道されるなど社会問題に！ この問題が発端となり経済産業省は「個人情報保護ガイドライン」を改正。その内容とは？

経済産業省は平成 26 年 12 月 12 日、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(以下「ガイドライン」)」を改正し、同日付けで告示・施行しました。ここ最近の、個人情報の大量漏えい事案などを踏まえた改正となっています。

#### 個人情報保護ガイドラインと個人情報保護法との関係性は？

学習塾事業者は法律やガイドラインの対象なのでしょうか。

個人情報保護法や個人情報保護ガイドラインの対象となる個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいいます。個人情報データベース等※を構成する個人情報の数が過去 6 ヶ月において 5000 件を一度も越えていない場合には個人情報取扱事業者とは見なされません。ただし、対外的には個人情報取扱事業者であるかを示したり、それによって判断されたりすることはないので、個人情報取扱事業者にあたるかどうかに関係なく、法の義務やガイドラインで示されていることは対応された方がベターでしょう。

※個人情報データベース等…特定の個人情報について、



コンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物のこと。コンピュータを用いていない場合でも紙面で処理した個人情報を一定の規則(例：五十音順)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう目次、索引、符号等を付し、容易に検索可能な状態にしているものはこれに当たります。

このガイドラインとは、どんな位置づけであり事業者にとってガイドラインの内容はどんな影響力があるのかについて、ガイドライン本文に次のように記されています。

本ガイドライン中、「しなければならない」と記載されている規定については、それに従わなかった場合は、経済産業大臣により、法の規定違反と判断され得る。一方、「望ましい」と記載されている規定については、それに従

わなかった場合でも、法の規定違反と判断されることはない。しかし、「望ましい」と記載されている規定についても、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに配慮して適正な取扱いが図られるべきとする法の基本理念を踏まえ、個人情報保護の推進の観点から、できるだけ取り組むことが望まれるものである。

ガイドライン中、「しなければならない」と記載されている規定に従わないときは違法と判断される可能性があるということは非常に重要な点です。ガイドラインは法的拘束力を持つものではありませんが、行政処分などを行なう際の判断基準となっていることは事実です。

また、ガイドラインは事業者の法律への理解を助ける意味で多くの具体的事例が記載されていて、良い事例及び悪い事例のそれぞれにつき、典型的な例を示しています。

## ガイドラインの改正点は学習塾事業者にとって重要項目が多い！？

ガイドライン全文についてはすでにご案内の方も多いことと思いますが、本項では今回改正となった事項についてご紹介したいと思います。

主な改正点は次の5点です。

- 1) 第三者からの適正な取得の徹底
- 2) 社内の安全管理措置の強化
- 3) 委託先等の監督の強化
- 4) 共同利用制度の趣旨の明確化
- 5) 消費者等本人に対する分かりやすい説明のための参考事項の追記

1点目の「第三者からの適正な取得の徹底」については次の点が明示されました。



①個人情報の提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定すること

②個人情報を取得する際には、取得の経緯を示す契約書等の書面を点検するなど取得方法等を確認すること

③当該個人情報が適法に取得されたことを確認できない場合は、その取得の自粛を含め、慎重に対応することが望ましい

で、個人情報の提供元とはたとえば名簿業者等が挙げられます。

改正の2点目「社内の安全管理措置の強化」については、講じることが望まれる手法として多くの例が追加して明示されました。そのほんの一部をご紹介します。

①個人情報保護管理者（CPO）を設置するには、原則として役員を任命すること

②社内の個人データの取扱いを監督する「管理委員会」の設置をすること

③入退館（室）の際には許可を得ていない記録機能を持つ媒体等の持ち込み等の禁止と検査の実施をすること

④カメラによる撮影や作業への立入り等による記録またはモニタリングの実施をすること。

## 意外と多い学習塾の「委託先」に留意を、自塾における「共同利用」の把握を！

改正の3点目「委託先等の監督の強化」については、次の点が例として明示されました。

①委託先の選定や委託先における個人データ



取り扱い状況の把握について、個人情報保護  
管理者（CPO）が適切に評価すること

②委託先が再委託・再々委託を行おうとする  
場合には、委託元は、個人データの取扱方法  
等について、事前報告または承認を求めるこ  
と

これらの対策により、安全管理措置を確認  
することが望ましいとされています。

ちなみに学習塾の場合、委託先の例として

- ・模擬試験、各種検定の委託
- ・授業料等の口座振替業務の委託
- ・ホームページの管理業務の委託
- ・生徒の成績管理業務の委託
- ・塾通信など発送業務の委託
- ・機密文書などの溶解処理の委託

などが挙げられます。

改正の 4 点目「共同利用制度の趣旨の明確  
化」について、次の点が例として明示されま  
した。

①個人情報の共同利用者の範囲については、  
消費者等本人がどの事業者まで将来利用され

るか判断できる程度に明確にする必要がある  
②共同利用する個人データについて、取得時  
の利用目的をすべて、本人に通知するなどし  
なければならない

③個人データの管理責任者の氏名等を本人に  
通知するなどしなければならない

共同利用の定義は委託と誤って理解するお  
それもあり、ガイドラインの事例説明など  
によって十分確認していただきたければと思いま  
す。

改正の 5 点目「消費者等本人に対する分か  
りやすい説明のための参考事項」については、  
個人情報の取扱いに関する情報として、以下  
の 7 項目が記載例として明示されました。

①提供するサービスの概要

②取得する個人情報と取得の方法

③個人情報の利用目的

④個人情報や個人情報を加工したデータの第  
三者への提供の有無及び提供先

⑤消費者等本人による個人情報の提供の停止  
の可否、訂正及びその方法

⑥問合せ先

## ⑦保存期間、廃棄

「消費者等本人に対する分かりやすい説明」の意味するところは、事業者が消費者に対して自社の個人情報保護方針などを表明するにあたって誤解を与えないようにするため冗長な表現を避け、今回明示した事項を参考にしてわかりやすく表現してほしい、というものです。

今般のガイドライン改正に続いて 1 月から

始まる通常国会で審議予定の改正個人情報保護法が今春にも成立する見込みです。法律施行以来、初めての個人情報保護法制の大きな変革がまもなく訪れます。

個人情報の漏えいが発生すれば、個人情報保護法に基づく刑事罰や民事上の損害賠償責任にとどまらず、会社の信用低下などの間接的な損害を被るおそれがあります。法改正に向けた十分な対策と点検をよろしくお願い申し上げます。

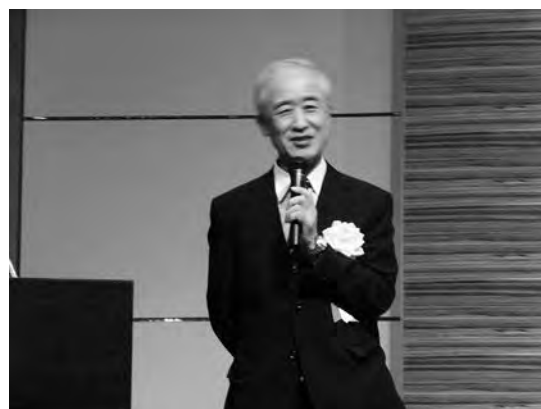
# 新人講師養成のポイントを読み解く

## 「教えたかどうかは、君の汗の量で図るのではない」等……珠玉の言葉で示す新人講師や経験の少ない講師が目指す人材とは？

去る平成 26 年 10 月 13 日の「塾の日シンポジウム 2014in 仙台」におきまして、当協会が実施する学習塾講師検定事業に関して「講師検定のめざすもの」と題して仙台白百合女子大学人間学部教授の山口栄一氏よりご講話いただきました。

山口教授は、2006 年より学習塾講師検定制度の構築及び高度化に座長ならびに委員としてご尽力いただき学習塾講師検定制度の基盤を作られました。専門分野は「教育の方法・技術」。主な研究テーマは、授業のデザイン、算数教材の開発、学習困難の理解と支援。

山口教授の講話はスライド資料を使いながら明瞭に進められました。



仙台白百合女子大学・山口栄一教授

今日は、「学習塾講師検定は何をめざすのか」ということで、少しのお時間をいただきたいと思います。

### 「授業の目標は、子供達が頑張ることなのであって、私達が頑張ってもしょうがない」

学習塾講師検定制度は、2008 年に始まりました。

このプロジェクトは当初から順風満帆では

### 講師検定のめざすもの

仙台白百合女子大学人間学部教授

山口 栄一

みなさま、こんにちは。

ありませんでした。講師検定の検討が始まった時点から学習塾事業者側に少なからず疑義があったのです。例えば、塾の性格、あるいは塾がめざすものはそれぞれ違うのではないかと、それぞれめざすものも違うのだからこういった検定にどんな意味があるのか、ということ。今でもそういう議論はあります。けれども、私達はそういう議論のなかで、次のようなことを考えたのです。

確かに塾のそれぞれのめざすものは違う。ただ、そうしたものは、基本的にベテランの先生達がそれを体現しているわけです。私達はどうしてもベテランの先生達に目を向けてしまうのですけれども、逆にもし、新人講師あるいは経験の少ない人達にとって、講師検定が評価するものが何なのかということを考えていし、そうした立場から考えると、実はそこには多くの共通のものがあるのではないかと、ということを確認したのです。ですから、この講師検定において私達は塾において完成された講師人材ということを対象とするのではなくて、これからまさに養成していく人達のことを考えたい、ということなのです。これは塾だけではなくて、実はいま私が携わっている小学校養成課程においても共通のことなのです。ですから、ここで確認することは、決して塾だけの問題ではなくて、また学校の先生の養成の問題でもあると理解しております。

塾講師検定のねらいである新人の養成に目をむけた今日の私の講演は、新人のつまずきに目を向け、その改善のためのいくつかのポイントを示したいと思います。

私達が、新人講師あるいは経験の少ない人達の教え方を見ると、まず第一に「教えたかどうかは、君の汗の量で図るのではない」ということを教えなければならないことに気づきます。これはどういうことかと申しますと、



新人講師あるいは経験の少ない人達の一番の関心は「その時間をどう過ごすか」なのです。ですから新人は一般に、自分が何をやるのかということから、授業をみていくということになります。そして、一生懸命頑張ります。その頑張りは非常に貴重なことですが、一方で、講師が頑張れば頑張るほどそれは、子供達が頑張らないということにもなりかねません。授業の目標は、子供達が頑張ることなのであって、私達が頑張ってもしょうがないということを教えなければなりません。

### 「答え合わせのために君がいるのではない」「子供達は皆やる気があって来ているわけではない」

二点目は、「答え合わせのために君がいるのではない」ということを教えたいですね。

これは当初講師の授業映像を集めて見たのですが、その時に共通して見えるのは、塾は問題と答えがセットで進んでいくためにどうしても新人講師あるいは始めて経験の少ない人達は、答え合わせに集中するわけです。それはある意味で言うと、確かに答えを合わせているのですけれども、一方で自分が納得しているだけではないか、自分が答えを納得して終わっているだけではないかということがよくありました。だから、私達はぜひこうい



った新人達には「答え合わせのために君がいるのではない」ということを教えたいのです。

次は、「子供達は皆やる気があって来ているわけではない」ということを教えたい。このことは小学校から大学まですべての教師に言いたいことでもあります。

集団指導をやっていますと必ず耳にするのは、「子供達にはやる気がない。学生にはやる気がない。」という声です。自分の教え方がどうであるかということよりは、原因は子供達のやる気のなさに求めているということです。こうした声はベテランの先生にあっても少なくありません。最近、今の子供達が勉強に向かおうとしない、とか、知識が不足しているというような言い方もあります。でも、そうではなくて、子供達はやる気があって来ているわけではない、それがふつうなのだ、ということ的前提として考えるべきなんだ、ということです。言い換えれば、やる気を起こ

させるということが講師や教師にとって非常に重要ではないかということ、新人の人たちに自覚してほしいのです。

また、「学ぶ楽しさ、わかるおもしろさは塾でも大切なのだ」ということも教えたいと思っています。塾というものに対して、「ガンガン教えている」「無理に詰め込んでいる」というイメージが相変わらずあるのですね。しかし、そんなことは無いわけで、塾であれ学校であれ、教えるということは同じで学ぶ楽しさ、わかるおもしろさを教えるということが大事だし、優れた先生というのは、塾であれ学校であれ同じようなことをしているわけです。是非、そういうことを教えていきたいし、またこういうことを教えることが、今塾と学校との連携ということが言われていますけれども、塾だってやっていることは同じだ。皆さんとそんなに違いはないのだよということを教えたいと思っています。



## 「ティーチングとコーチングとカウンセリング の3つの要素で教えている」

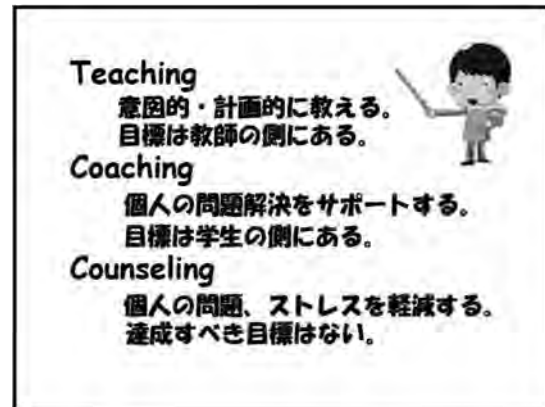
次もまた、重要なポイントとして、私達は「教える」と言いますと、どうしても集団指導の全体を一人の先生が目標に向かって導いていく、イメージが強くなります。講師の側に目標があり、それに向かって意図的・計画的に子どもたちを導いていくというイメージです。これは「ティーチング」です。しかし、このほかに「コーチング」と「カウンセリング」にも目を向けてほしいと思います。

そのひとつは「コーチング」です。「ティーチング」の目標は、講師の側にありますけれども、「コーチング」の目標は、教師の側ではなく、子どもたちの方にあります。言い換えますと、子供達一人一人のニーズはそれぞれ違うので、そのニーズというものを考えながら教えていくということです。個別指導を求めている子どもたちは、まさに「コーチング」を求めているのだ、と言えます。

3番目の「カウンセリング」というのは、勉強を進めるうえで、きわめて重要な要素です。それは、勉強を支える環境に目を向け、勉強に向かえる状況を作ってあげる、ということです。なかには、勉強どころではない子どもたちもいるのです。学生であれば、失恋したとか、昨日アルバイトで疲れ切っているとか。本当に学習する状態にないようなときに、勉強へのモチベーションを上げていくことは、非常に重要です。

優れた教師というのは、実は「ティーチング」をしながら、この3つを含んで授業をしている。それが一人一人に目を向けるということなのです。こういった3つの側面に目を向け、「教える」ということの多面性を知ってほしいと思っています。

そして、この3つの側面のうち、「ティーチング」を強調していくと集団指導の講師検定

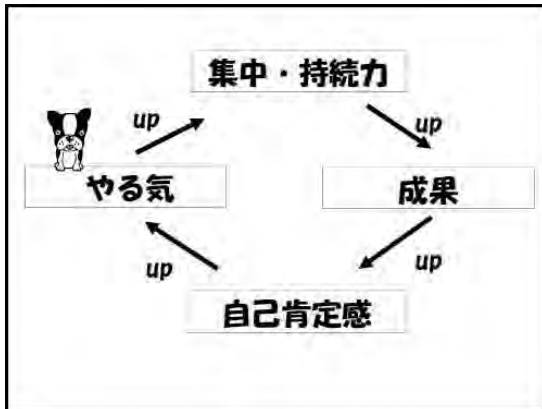


になりますし、コーチングというところに目を向けていくと、個人指導の講師検定になっていきます。けれども、すぐれた教師・講師は、集団指導であれ個別指導であれ、何を教えるのか・誰に教えるのか、ということをきちんと考えながらやっているのであって、この3つの側面を使い分けているのです。だから、個人指導もできるし、集団指導もできるのです。

## 「やる気があるからできる」ではなく「できると思うからやるのだ」

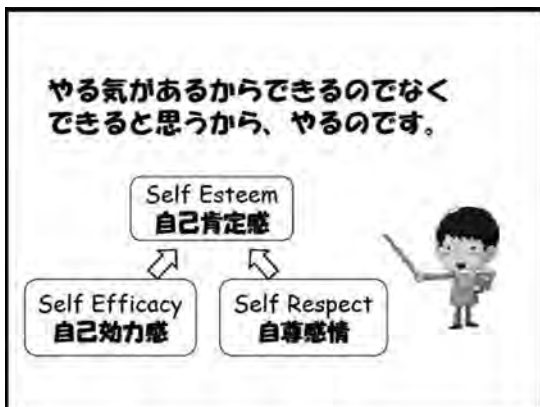
これまで、やる気を高めるといのが大事だと言ってきました。これに目を向けますと、やる気を高めること自体が問題なのではなく、学力のために一番重要な「集中力」と「持続力」を高めるのが「やる気」なのです。つまり、「どれだけ頑張れるか」ですよね。5分で諦めてしまう子、15分まで頑張る子、出来るまで最後までやる子では、その結果はまったく異なってくるわけですね。

私は、算数オリンピックに出るような子供の調査もしたことがあります。算数オリンピックに出るような子供達にもむずかしい問題を出しますと、本当に集中して考えるのです。ヒントをあげようか、と言っても絶対にヒントをもらおうとしない。そして、出来るまで頑張るわけですね。そういう集中力・持続力



が高い成果をもたらしますし、成果が上げれば自己肯定感が上がる。自己肯定感が上げれば、ますますやる気になる、逆に、算数ができない学生というのは、問題を見る前からできないと思っている。だから、やらないのです。このへんが非常に重要で、私達は、この集中力・持続力あるいは自己肯定感が、私達の学習指導においては非常に重要なものだとすることを強調しておきたいと思います。ですから私が、新人である学生達に教えるのは、「やる気があるからできる」と考えるけれどもそうではない。「できると思うからやるのだ」ということです。「できる」と思わなければ誰もやらないのです。

いま、自己肯定感（セルフエスティーム）という言葉が非常に重要とされています。これを支えるのが、「自分はできるのだ」という感覚です。これを「自己効力感」と言います。このためにも、「鍛える」ことが大切です。この「鍛える」ということが、どうも社会のな



かで失われていて、学校でも子供たちが傷つけないような、心を大事にするあまりに、どちらかというと達成感というか、鍛えるということをやっと忘れていたような気がします。ですから、私達は是非そのへんも新人に教えていきたいし、塾の意味というものもしっかりと教えていきたいと思っています。日本の学校では自己肯定感（セルフエスティーム）が強調されていますが、この自己効力感が強調されないのが、非常に残念です。したがって、塾では、自己効力感、自分ができるのだという感覚を是非与えていただきたいと思います。

## 1 級は「さまざまな状況のなかで、柔軟に、しかも的確に活動できるレベル」

この技能の発達の図は、集団指導 2 級と 1 級をつくったときのベースです。



「中級の段階」とは、学習塾で少し経験を



山口教授は『講師検定は「講師になりたい」「自分はちゃんとできているか」を確認するためのもの』と話す

し、学習塾の授業では何をするのかということが少しわかってきた状態を言います。これが2級のレベルです。1級は「独り立ち」のレベルで、自分で計画を立てて、自分で授業ができる。いわゆる一人前の教師・講師のレベルです。このレベルに到達するまでには結構大変でして、小学校でも3～4年あるいは5年くらいかかります。ひとり立ちして授業をつくっていくというのは、非常に難しいのですね。いま、厚生労働省の方から業界検定として新しく課題をいただきました。もっと学習塾講師検定が開かれたものにして欲しいと。つまり、ひとつの就職先として学習塾を考えると、もっと開かれたポイントを出して欲しいということになりました。今この部分をつくっているわけです。一方で、皆さんが議論し求めるのは、この「上級者」や「エキスパート」のレベルです。これらのレベルは、「独り立ち」をはるかに超えて、「さまざま状況のなかで、柔軟に、しかも的確に活

動できるレベル」です。

繰り返しますが、私達が検定で考えているレベルは、この「初心者」や「中級者（新人）」のレベルで、学習塾への就職を考えている人たちなのです。言い換えるなら、学習塾検定というのは、「講師になりたい」ですとか「自分はちゃんとできているか」ということを確認するためのものであって、ベテランであるかどうかを検定するわけではないということです。ですからこれを講師検定の効用と致しましては、外部に対して講師の質保証のエビデンスのひとつということになります。もうひとつは、ここが非常に大事で、初任者研修としても役立つということです。事実、私はこのようなモデルをもって小学校教員の養成に携わっています。これは塾の講師でも同じだと思います。ですから、このへんを考えて、ご活用いただけたらと思っております。

私も昔、塾で教えていたことがあります。ですから私の中では、「教える」ことに、塾と学校に区別はありません。塾は今や学校を補完するものではないと思っています。やっていることがちがうのです。特に中学受験等に携わるとそう思います。ですから、塾と学校は日本の学力を支えるパートナーとして、日本の子供達の知的レベル上げて、インドや中国に負けない子供達を育てたいと思っております。その為には、私達は、学習塾講師の養成は大切なので、大いに頑張っていきたいと思えますし、また、この講師検定をブラッシュアップしていきたいと思えます。

## 塾の日シンポジウムを振り返って

平成26年10月13日開催の「塾の日シンポジウム 2014in 仙台」は前号でお伝えしましたように成功裡に開催されました。本項では塾

の日シンポジウムの成功を舞台裏で支えた皆様の声をお聞きます。

## 「皆に感動を与える会にしよう」「最高のおもてなしをしよう」の思いを共有

実行委員長 大沼 信雄

昨年の塾の日シンポジウムは北海道・東北支部では7年ぶりの開催となりました。東日本大震災の被災地での開催でしたので、全国からの支援に対する感謝の気持ちと、未来に向けた発信をテーマに準備を開始しました。1年前の10月に準備会を開催しましたが、支部は広域ですから経済的負担と、塾務への影響を考えると実行委員会開催の回数には限度があります。そこで、開催地である宮城県の先生方中心に業務を個人分担し、それぞれの分野で力を発揮してもらうことにしました。「皆に感動を与える会にしよう」「最高のおもてなしをしよう」という思いを共有し、先生方の強い責任感のもと準備を完了することができました。実行委員の先生方の凄さには頭が下がります。そして、前日の被災地訪問・当日のシンポジウムに全国から駆け付けていただいた関係者の皆様には心より感謝申し上げます。



統括責任者 村川 隆

大型の台風が日本を縦断とのこと。前々日、まず沖縄からキャンセルが入る。まさか、中止？ありえない。とりあえず、キャンセルを見込んだ数字をホテル側に連絡。しかし、この段階で最終的な数の確定には至っていなかった。今回は、受付時に領収証、テーブル席番号、抽選会番号をネームプレートに一括することで混乱を避ける案を採用。そのためキャンセルや追加の申込みが入る度、無駄を極力出さないようにするため、テーブルの人数が確定できずにいた。全てのネームプレートができあがったのは当日の明け方だった。当日は、幸い台風も大したこともなく、無事「塾の日シンポジウム」を盛会裏に終えられたこと、荒天の予想される中、遠方から参加された皆様、ご支援、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます

総合プロデューサー 木皿 圭一

塾の日シンポジウム当日は、大型の台風の中大勢の皆様に来仙いただきありがとうございました。前日の東日本大震災被災地訪問に始まり、無事に終了できたのも、全国からお集まりくださいました皆様のお陰だと感謝いたします。



私達北海道・東北支部は、大沼支部長以下限られた人員で準備を進めなければならず、いかに少ない人数で運営するかに苦心しました。宮城県では、一カ月後に始まる『進学情報展』の準備と同時進行しなければならず、結局は『会員それぞれが、自分の分担を責任をもって遂行すること』、これだけを頼りにするのみでした。私の仕事は、当日の裏でのバタバタを、皆さんに見られないようにすること、それだけだったように思います。

基調講演担当 **小野寺 和行**

準備会で、日本人の心を客観的に捉えている呉善花先生のご著書をさっと読み、基調講演をお願いすると即決するところが北海道・東北支部の凄いところです。会員の想いが呉善花先生の心を動かし、すぐに承諾のメールをいただいた時は思わず「ヤッター」と声を出してしまいました。依頼ルートもなく正面突破でした。純粋な想いは通じるものだと子どもたちにも伝えたいものです。

塾の日シンポジウム2014 第2部・基調講演では評論家で拓殖大学国際学部教授の呉善花(オ・ソンファ)氏による「いま未来に、日本人の心」と題した講演を行いました。

文化や歴史などからくる日韓両国の人々の意識や行動の違いを踏まえた日韓における未来のあり方について熱い思いを込めて90分にわたり来場者に語りかけられました。



## JJAインフォメーション



**講師スキルアップ、新人研修、能力開発に最適！学習塾講師  
検定集団指導2級・3級は3月2日申込受付スタート！**

～東京、名古屋、大阪、福岡、仙台の5会場のほか自塾教室を準会場とすることで受験がしやすくなりました～

協会では、学習塾における優秀な人材の確保・育成を図るために、学習塾講師能力評価システムの構築に取り組み、学習塾のミッションと期待される講師像を定義した上で、「学習塾講師集団指導1級(以下、集団指導1級)」「学習塾講師集団指導2級(以下、集団指導2級)」及び「学習塾講師集団指導3級」検定試験を実施しております。

学習塾講師検定は、現役の講師を主な対象として集団指導2級をご用意しております。2級試験は『テキスト学習・筆記試験』と『実技試験』の2つの段階を有しています。集団指導2級を認定されるためには「『テキスト学習・筆記試験』の合格と『実技試験』の受験合格」が求められます。現在、600名の2級資格取得者と28名の1級資格取得者がおりま



す。

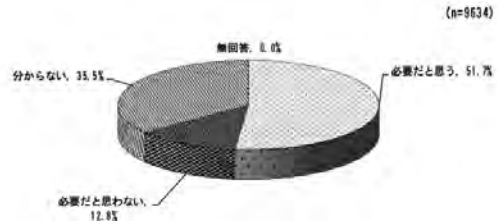
今秋申込を開始する集団指導 1 級検定は 2 級資格取得者が受験対象となります。より高き頂きを目指してチャレンジを始めて下さい。

協会では新たにウェブサイトにて、学習塾

講師検定受験のために自習用の動画配信を始めました。どなたでも閲覧可能なのでぜひご覧ください。

学習塾講師検定自習用動画サイト

<http://www.jja.or.jp/approve/index.html>



保護者の過半数が学習塾講師の評価基準や検定制度の必要性を感じている(アンケート調査結果より)



## 消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク 認証基準に基づく第三者評価「学習塾認証」のご活用を！

学習塾認証制度とは、消費者が安心してサービスを利用していただくために、サービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取り組みです。認証された事業者は、当協会の発行する認証マークを事業所や広告に表示することができ、消費者はこの認証マークを目印に、適切なサービスを提供する事業者を選択することができる安心の制度です。当協会は、サービス産業生産性協議会が公表したガイドラインに沿った認証基準に基づき審査を行い、法令を遵守し、公正な取引を行う学習塾事業者に対して、認証を付与します。

本年度は前期に 6 社を審査し全社認証付与、後期は 4 社を審査し、2 月 3 日に認否の判定を行います。現在は、49 の学習塾事業者が認証を取得しています。

学習塾認証付与事業者は、認証マークによって、次のことを消費者や近隣の保護者層にアピールすることができます。

- 消費者に十分で適切な情報提供を行って



1012345

ます

- 消費者と適正で明確な契約・解約を行っています
- 通塾する子どもの安全確保に努めています
- 顧客相談窓口を設置してその充実を図っています
- 個人情報の適切な取り扱いを行っています
- こうしたことが継続的に守られ、改善を行っています

平成27年度の申請期間は次の通りです。

〈前期〉平成27年4月1日(水)～平成27年5月31

日(日) 認証決定目安 9月初旬  
〈後期〉平成27年9月1日(火)～平成27年10月3  
1日(土) 認証決定目安 平成28年2月初旬

申請書類を整える等のご準備は早めのスタートをお薦めします。



**皆様のご厚意を子どもたちの読書力作文力向上のために活かします。**

去る1月20日に当協会事務局会議室において来年度全国読書作文コンクールの対象図書選考会議が実施されました。

協会では公益事業のひとつとして経済産業省、文部科学省、朝日新聞社等のご後援により全国読書作文コンクールを実施いたしております。おかげさまで今年はスタートして25回目の年を迎えます。子どもの読書力、作文力の向上に加えて感動する心、豊かな心を育てており、小・中学生に多くの取り組みをしていただき優れた作品が寄せられております。

つきましては、本コンクールへのご協賛をお願いいたしております。



ご協賛いただけます方は協会サイトのお問い合わせメールから「読書作文協賛希望」と書いてご送信下さい(3月20日まで)。手続きをご連絡いたします。



**当協会ほか広域学習塾団体が『全国塾コンソーシアム協議会』に設立に向けて準備協議！**

去る1月19日(月)にアルカディア市ヶ谷(東京都千代田区)におきまして、全国塾コンソーシアム協議会発足準備会が開催されました。

学習塾業界ひいては民間教育業界が、教育イノベーション・少子化・社会的ニーズの多様化、さらには教育のグローバル化に対応して持続可能な業界に成長するとともに、社会の公器として社会貢献性・公益性をさらに高めるよう、諸制度・システムを整備し高度化することを目指して協会会長に所要の提言を行うことを目的に招集された公益基盤整備小委員会において、昨年9月に協会の目的に賛同する「学習塾を主業とする事業者の広域団



体」によって構成され、学習塾事業および教育全般にかかわる事項に関して連絡・協議することを通じて、全国の学習塾事業者の意思疎通を図ることを目的とするコンソーシアムの設立を企画し活動を支援すること等が提言

されました。これを受けて当協会会長ほか5団体代表者が共同呼びかけ人となって、学習塾じめ民間教育事業を主業とする事業者の広域団体10数団体に、塾業界全体の意思の疎通を図り業界および日本の教育全般に関わる事項について定期不定期に連絡・協議を行う「場」＝全国塾コンソーシアム協議会の参加を呼びかけました。呼びかけに際しては、「おのおの事業者団体は、それぞれ独自の多様な目的をもって組織されたものであります。したが

って、協議会が目指すところは、個々の団体の独立性を尊重しつつ、連絡・協議を通じて団体間の意思の疎通を図るとともにさまざまな情報を共有し、もって塾業界の発展やわが国の教育の発展に寄与することを目的とする緩やかな協議体です。」と協議会の性格と役割を明確にいたしました。

当日は準備会として、規約、組織概要、設立総会日程等について話し合われました。



## そのためのために、学習塾事業者や講師・職員に必携！学習塾における地震等防災ハンドブックを製作！



政府の地震調査研究推進本部は昨年12月、特定の地点がある程度以上の揺れに見舞われる確率を示す「全国地震動予測地図」の改訂版を発表しました。都道府県庁の所在地周辺の確率の平均値では、今後30年以内に震度6弱以上に襲われる確率は、横浜市が78%で最も高く、千葉市が73%、水戸市と高知市が70

%、静岡市が66%、津市が62%、和歌山市が60%など南海トラフ巨大地震の発生が想定されている太平洋側で確率が高い傾向でした。

当協会では、有識者や東日本大震災被災者の皆様の全面的なご協力を得て、このたび学習塾における地震等防災ハンドブックを製作いたしました。編集者のお一人の矢吹正佳氏(宮城県仙台市)は、『幸いというか、3.11は午後2時46分という時刻で、ほとんど塾はまだ始まる前に起きました。生徒をお預かりしている時間だったらどうなっていたか、考えるだけで胸が潰れる思いがします。日本周辺における観測史上最大といわれる地震を経験した私たちは、後になって「想定外」という言葉で責任を逃れる事はもう出来ません。3.11で起きたことを教訓として、常日頃から「～かも知れない、そのために…」と、備えを万全にしておく必要があります。』と記されています。

学習塾における地震等防災ハンドブックは、A5版14ページです。文部科学省「学校防災マニュアル作成の手引き」を参考に作成しており、〈事前の危機管理〉〈発生時の危機管理〉〈事後の危機管理〉という章立てになっています。

また、教室内などに掲出して避難経路等を



明示する防災ポスターも併せて製作しました。  
頒布の対象は当面、協会会員とさせていただきます。

きます。ご了承ください。



## 文部科学省が「土曜学習応援団」で企業・事業者に参加を依頼！学力向上、実験工作、スポーツなど多数――。

文部科学省は、地域住民や企業・団体のメンバーが講師となる「学習活動」を広めようと、講師役を派遣できる企業・団体を募る「土曜日教育ボランティア応援団」を平成 25 年 11 月にスタート。文部科学省に特設サイトを立ち上げて企業・事業者等に出前授業の実施や教育ボランティアなどへの参加を呼びかけています。以下、「土曜日教育ボランティア応援団」の事業概要です。



当協会による大阪・大東市での土曜教室

文部科学省では、全ての子供たちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向け、「土曜授業に関する検討チーム」の結果を受け、学校教育法施行規則を改正し、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化しました（平成 25 年 11 月）。また、地域や産業界との連携により、積極的に推進するため、官民協働による「土曜日教育ボランティア」運動を推進していきます。

本運動では、会社員・公務員等に積極的に

参加していただくため、多くの企業や団体等からなる「土曜日教育ボランティア応援団」を組織し、文部科学省との連携のもと、これまでの企業等の出前授業などの取組事例を含めた広報啓発活動や、土曜日の多様な教育プログラムの促進を図っていきます。

文部科学省土曜日教育ボランティア応援団

<http://doyo.mext.go.jp/index.html>

## 学習塾における個人情報の管理

### 個人事業主も！？個人情報保護法改正でさらに幅広い事業者が対象に！業界誌に取り上げられた当協会の投稿記事をどうぞ！

学習塾をはじめとする教育分野の現場では、生徒一人ひとりの課題や到達度に応じたきめ細かいサービスの提供や、模試試験結果等の統計情報を公表したり教材、授業に活かしたりしていく上で、成績等を含む生徒の個人情報の分析・活用が欠かせません。一方で、USB

メモリやノートパソコン等で情報を持ち出す際の管理や、委託先の管理など、個人情報管理体制の強化も重要です。

日本では、平成 17 年 4 月に全面施行した「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）

の改正案が、最新の技術・社会動向や個人情報の取扱いを巡る海外の動向を踏まえて検討されており、平成 27 年通常国会に提出される見通しです。平成 26 年 6 月に公表された「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」によると、改正の方針として個人情報の保護と両立して利活用をより促進させるという考え方が根底にあり、保護対象となるものの明確化、同意の取得方法や利用目的変更の手続きなどの見直し、目的外利用・第三者提供の際に本人の同意を不要とするための条件の規定などが検討されています。また、取り扱う個人情報の件数が 5,000 件以下である場合は個人情報取扱事業者としての適用除外としている現行法の規定を廃止する方針も大綱で示されており、今後はより幅広い事業者が対象となる可能性があります。

学習塾業界においては、公益社団法人全国学習塾協会（JJA）が、平成 10 年に、「個人情報保護に関する学習塾におけるガイドライン」を策定し、会員の遵守を徹底するとともに、非加盟の事業者に対してもガイドラインに準じた個人情報保護の取り組みを実施するよう呼びかけています。また、JJA が平成 11 年に策定した「学習塾業界の自主基準」においても「第 7 章.個人情報の保護」において、「個人情報保護法等の遵守」と「プライバシーマーク制度の活用」について明記しています。「プライバシーマーク制度」とは、個人情報保護法に先駆けて平成 10 年より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する制度で、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」



に適合して個人情報の取扱いについて適切であると評価できた事業者にプライバシーマークを付与するものです。学習塾業界においては、JJA が「プライバシーマーク指定審査機関」として、申請の受付、審査、付与を行っています。

事業者は、プライバシーマークの取得・維持を通して、個人情報保護に係る PDCA サイクル（計画・実施・点検・見直し）とリスク管理を継続することにより、組織内の個人情報保護意識を高め、漏えい防止につなげるこ

学習塾の現場でも、個人情報の管理の徹底、リスクの未然防止、そのような取り組みを生徒・保護者に向けて分かりやすく提示し信頼感を高めるため、また他社との差別化のため、といった理由からプライバシーマークを取得していただいています。

（文：公益社団法人全国学習塾協会（JJA）、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））

※この文は、雑誌「塾と教育」2015年1月号に連載記事の第1回として掲載されたものです。

## プライバシーマーク情報

**【4事業者にプライバシーマークを付与】**  
第 70 回プライバシーマーク審査会が平成

27 年 1 月 22 日（木）15:00 ～ 16:00 に豊島区・協会事務局にて開催されました。

出席委員

鶴巻 暁 (弁護士)

杉本まさ子 (日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント協会理事)

澤本 淳 (弁護士)

稲葉秀雄 (当協会専務理事)

出席審査員 荒島和彦 (主任審査員)

尾崎孝章 (主任審査員)

事務局より委員会構成員5名中4名の委員  
が出席したので委員会が成立する旨報告があ  
り、本会の附議案件の説明ののち、鶴巻委員

長が議長となり議事に入りました。

●議案

①書類審査ならびに現地審査報告

荒島主任審査員及び尾崎孝章主任審査員よ  
り、下記の更新4社に関する様式7に基づき  
書類・現地審査報告がありました。

②審査

質疑応答があり審議の結果、更新を可とし  
プライバシーマーク付与が決定しました。

## プライバシーマーク認定事業者

【敬称略・順不同】

**認定番号** 13200702 (06)

**事業者名** 株式会社ティエラコム

**代表者** 増澤 空

**所在地** 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号  
神戸ハーバーランドセンタービル19階

**有効期間** 平成27年1月19日～平成29年1月18日

**認定番号** 13200701 (06)

**事業者名** 株式会社栄光

**代表者** 関田 美三男

**所在地** 東京都千代田区富士見二丁目11番11号

**有効期間** 平成27年1月31日～平成29年1月30日

**認定番号** 13200710 (06)

**事業者名** 株式会社ウェルコインターナショナル

**代表者** 武道 孝子

**所在地** 東京都渋谷区神宮前六丁目10番9号  
原宿董友ビル8F

**有効期間** 平成27年1月19日～平成29年1月18日

**認定番号** 13200707 (07)

**事業者名** 有限会社颯伸



**代表者** 松坂 能仁  
**所在地** 神奈川県秦野市鶴巻四丁目19番11号  
**有効期間** 平成27年1月15日～平成29年1月14日

## JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。

|            |            |            |          |         |
|------------|------------|------------|----------|---------|
| <b>入会金</b> | (1)正会員     |            | 30,000円  |         |
|            | (2)準会員     |            | 10,000円  |         |
|            | (3)賛助会員    | 法人         |          | 50,000円 |
|            |            | 学校法人       |          | 30,000円 |
|            |            | 団体         |          | 50,000円 |
|            | 個人         |            | 10,000円  |         |
| <b>年会費</b> | (1)正会員 1口  | 塾生数1000名未満 | 36,000円  |         |
|            |            | 塾生数1000名以上 | 60,000円  |         |
|            |            | 3000名未満    |          |         |
|            |            | 塾生数3000名以上 | 120,000円 |         |
|            | (2)準会員 1口  |            | 12,000円  |         |
|            | (3)賛助会員 1口 | 法人         |          | 50,000円 |
|            |            | 学校法人       |          | 36,000円 |
|            |            | 団体         |          | 50,000円 |
| 個人         |            |            | 12,000円  |         |

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

<http://www.jja.or.jp/nyukai/>

公益社団法人全国学習塾協会 事務局  
 〒171-0031 東京都豊島区目白3-5-11  
 TEL03-5996-8511 FAX03-5996-9585